

[事案 23-58] 配当金請求

・平成 24 年 1 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

保障設計書に記載された積立配当金累計額の請求権があることの確認を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 1 年に、募集人から勧められ終身保険に加入し、間もなく 65 歳で保険料払込期間満了となるが、勧誘時には、募集人より、65 歳時には積立配当金が設計書記載の金額が支払われると説明を受けたのに、直近の「契約内容のお知らせ」に記載された積立配当金残高が、設計書記載の金額に比べ余りにも少ない。よって設計書に記載された、65 歳以降の積立配当金累計額の請求権の確認を求める。

<保険会社の主張>

下記のとおり、設計書記載の配当金の支払いを保証していない以上、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書の配当予想金額の下部には、「記載の配当数値については、当商品の営業案内にもご説明のとおり、今後変動（上下）することがあります。したがって、将来のお支払額をお約束するものではありませんのでご注意ください。」と記載されている。
- (2) 当時の「ご契約のしおり」にも「パンフレット等に記載されている配当金額は、直近の決算による支払配当率を仮に使用して試算した計算数値であり、今後の経済情勢などにより変動（増減）しますので将来のお支払額を保証するものではありません。」と記載されている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面に基づき審理した。審理の結果、下記のとおり、申立内容は認めることはできないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

1. 申立契約の内容

- (1) 申立契約の申込書及び保険証券には、積立配当金として確定金額が支払われる内容の記載はない。保険契約は、いわゆる附合契約【注】で、約款の記載に従って契約内容が定められるが、申立契約の定款・約款によれば、積立配当金について、決算において剰余金が生じたときに配当する旨が規定されていることから、支払われる金額は、毎事業年度の決算を経なければ確定せず、契約時点において将来の配当金額を確定することはできない。従って、保障設計書に記載された積立配当金累計額は、あくまでも作成当時の決算での実績に基づき算定された数値であって、確定金額を支払うことを内容とするものではない。
- (2) また、申立人は、募集人が 65 歳の満期時には、設計書記載の積立配当金額が支払

われると説明した旨を主張するが、約 22 年前の募集時になされた説明内容については、特段の証拠がない限り、現時点で明確にすることは困難と言わざるを得ず、この点についての申立人の主張を認めることはできない。

なお、仮に、募集人が、上記のような説明をしたとしても、募集人には、契約内容を変更する権限はなく、不適切な説明による損害賠償請求の問題が生じることはあっても、申立人に、募集人の説明通りの請求権が認められるわけではない。

- (3) 以上から、保険会社が、設計書記載の積立配当金累計額の支払いをすることが、申立契約の内容になっているとすることはできない。

2. 募集人の説明義務違反について

- (1) 申立人は、配当金の説明について重大な瑕疵があると主張するが、これは、募集人の説明義務違反を主張するものと解される。そこで、募集人に説明義務違反があったか否かについて検討する。

- (2) 配当金に関し、その算定方法等は、専門的で、複雑なことから、その詳細まで説明する必要はないといえるが、少なくとも経済情勢により変動することについては、説明義務があると考えられるので、本件において、この点の説明がなされているかについて検討する。

募集人が申立人に対し、どのように申立契約の内容を説明したのかについては明らかではないが、保険のような形のない商品の説明には、通常、パンフレットや設計書が使用され、それに則した説明がなされる。そして、本件において、通常と異なる方法で説明がなされたと認めることができる証拠は見当たらず、募集人は、設計書を使用し、その内容に則した一通りの説明を行ったことが推認できる。募集人が、説明に使用したと認められる設計書には、「※必ずお読みください」との表題の下に、「配当数値（積立配当金および年金年額）については、当商品の営業案内にもご説明のとおり、今後変動（増減）することがあります。従って、将来のお支払額をお約束するものではありませんのでご注意ください」との注意文言が記載されており、一読すれば、設計書に記載された積立配当金累計額は、確定金額でないことは容易に知り得る内容になっている。

募集人は、こうした記載を踏まえた説明を行ったものと推認できるので、説明義務違反を認めることはできない。

- (注) 附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約 条項（普通契約約款）を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことである。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されている。